

改定後 改定箇所は赤字の通りです	現行共通版
<p>Vpass 会員規約</p> <p>第 1 条 (Vpass の登録)</p> <p>1. 別途記載の VJA 加盟のクレジットカード会社 (以下、「当方」といいます) は、当方が発行したカード (一部の提携カードを除く) 保有者のうち、当方または当方の提携会社などが当方のホームページにおいて「Vpass」の名称で提供するサービス (以下、「本サービス」といいます) を利用するために、本規約を承認のうえ当方が定める方法により Vpass の登録を行なった方を Vpass の会員 (以下、「会員」といいます) とし、当方は会員に対し VpassID (以下、「ID」といいます) を設定します。</p> <p>2. ID は、会員毎に設定するため、会員が複数のカードを保有する場合には、当方は ID を全てのカードに共通して設定します。但し、個人カードと法人カードは別の ID を設定します。</p> <p>第 2 条 (ID およびパスワード)</p> <p>1. 会員は Vpass の登録の際に、自らパスワードを指定するものとします。なお、会員が複数の個人カードを保有する場合には、パスワードを全てもしくは一部のカードに共通して利用するか、カード毎に指定するかを選択できます。但し、複数の個人カードを保有の場合であっても、パスワードを共通して利用することができないカードのみ保有の場合は、パスワードをカード毎に指定するものとします。なお、いずれかの選択をしない場合、当該カードにはパスワードが設定されず、当該カードで本サービスを利用することはできません。</p> <p>2. 会員は、当方が認めた範囲内で ID の変更ができるものとします。ID 及びパスワードが会員の意に反して第三者に知られた場合及び会員が ID またはパスワードを失念した場合、会員は直ちに当方にその旨を通知して当方の指示に従うものとします。</p> <p>3. 会員は、ID 及びパスワードの管理及び使用について責任を負うものとします。ID 及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤または第三者による不正利用等による損害については、当方は一切その責を負わないものとします。</p> <p>4. 会員は、理由の如何を問わず、ID 及びパスワードを第三者に使用させてはならないものとします。</p> <p>5. 会員は、ID 及びパスワードが第三者によって不正に使用されていることが判明した場合には、直ちに当方にその旨を通知するとともに、当方からの指示がある場合にはこれに従うものとします。また当方への通知は、改めて文書で届出いただく場合があります。</p> <p>第 3 条 (提供するサービス)</p> <p>1. 会員が利用できる本サービス及びその内容については、別途当方から会員に対し開示するものとします。</p> <p>2. 当方は本サービスの内容を予告なく変更できるものとします。その結果、利用者に不利益が生じても、当方は補償その他の義務を負わないものとします。</p> <p>第 4 条 (本規約の適用および変更)</p> <p>当方から変更内容を通知した後に、会員が本サービスまたは登録したカードを利用したときは、会員が変更事項を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本規約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。</p> <p>第 5 条 (変更の届出)</p> <p>会員は、Vpass 登録申込の際届け出た内容に変更があった場合、すみやかにその旨を当方が指定する方法により届け出るものとします。</p> <p>第 6 条 (本サービスの解約)</p> <p>1. 会員が本サービスの解約を希望するときは、当方が指定する方法により届け出るものとします。</p> <p>2. 会員が本サービスを利用することにより発生した一切の債務は、本サービスの解約後も何等影響はなく、その処理に必要な限度でなお本規約が適用されるものとします。</p> <p>3. 会員について以下のいずれかの事由が発生した場合、当方は何らの通知催告を要せず直ちに本サービスを解約できるものとしま</p>	<p>Vpass 会員規約</p> <p>第 1 条 (Vpass の登録)</p> <p>1. 別途記載の VJA/オムニカード協会加盟のクレジットカード会社 (以下「当方」といいます) は、当方が発行したカード (一部の提携カードを除く) 保有者のうち、当方または当方の提携会社などが当方のホームページにおいて「Vpass」の名称で提供するサービス (以下、「本サービス」といいます) を利用するために、本規約を承認のうえ当方が定める方法により Vpass の登録を行った方を Vpass の会員 (以下、「会員」といいます) とし、当方は会員に対し VpassID (以下、「ID」といいます) を設定します。</p> <p>2. ID は、会員毎に設定するため、会員が複数のカードを保有する場合には、当方は ID を全てのカードに共通して設定します。但し、個人カードと法人カードは別の ID を設定します。</p> <p>第 2 条 (ID およびパスワード)</p> <p>1. 会員は Vpass の登録の際に、自らパスワードを指定するものとします。なお、会員が複数の個人カードを保有する場合には、パスワードを全てもしくは一部のカードに共通して利用するか、カード毎に指定するかを選択できます。なお、いずれかの選択をしない場合、当該カードにはパスワードが設定されず、当該カードで本サービスを利用することはできません。</p> <p>2. 会員は、当方が認めた範囲内で ID の変更ができるものとします。ID 及びパスワードが会員の意に反して第三者に知られた場合及び会員が ID またはパスワードを失念した場合、会員は直ちに当方にその旨を通知して当方の指示に従うものとします。</p> <p>3. 会員は、ID 及びパスワードの管理及び使用について責任を負うものとします。ID 及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤または第三者による不正利用等による損害については、当方は一切その責を負わないものとします。</p> <p>4. 会員は、理由の如何を問わず、ID 及びパスワードを第三者に使用させてはならないものとします。</p> <p>5. 会員は、ID 及びパスワードが第三者によって不正に使用されていることが判明した場合には、直ちに当方にその旨を通知するとともに、最寄警察署に届出るものとし、当方からの指示がある場合にはこれに従うものとします。また当方への通知は、改めて文書で届出いただく場合があります。</p> <p>第 3 条 (提供するサービス)</p> <p>1. 会員が利用できる本サービス及びその内容については、別途当方から会員に対し開示するものとします。</p> <p>2. 当方は本サービスの内容を予告なく変更できるものとします。その結果、利用者に不利益が生じても、当方は補償その他の義務を負わないものとします。</p> <p>第 4 条 (本規約の適用および変更)</p> <p>当方から変更内容を通知した後に、会員が本サービスまたは登録したカードを利用したときは、会員が変更内容を承認したものとみなします。</p> <p>第 5 条 (変更の届出)</p> <p>会員は、Vpass 登録申込の際届け出た内容に変更があった場合、すみやかにその旨を当方が指定する方法により届け出るものとします。</p> <p>第 6 条 (本サービスの解約)</p> <p>1. 会員が本サービスの解約を希望するときは、当方が指定する方法により届け出るものとします。</p> <p>2. 会員が本サービスを利用することにより発生した一切の債務は、本サービスの解約後も何等影響はなく、その処理に必要な限度でなお本規約が適用されるものとします。</p> <p>3. 会員について以下のいずれかの事由が発生した場合、当方は何らの通知催告を要せず直ちに本サービスを解約できるものとしま</p>

<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) Vpass 登録申込み時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合 (2) 登録したカードが解約された場合 (3) 本規約またはカード会員規約に違反した場合 (4) 本サービスを6ヶ月以上ご利用になっていない場合 (5) その他、当方が不適当と判断する行為を行った場合 <p>第7条（免責事項） 会員が、ID またはパスワードを使用して商品を購入する場合、当該取引は会員と加盟店との間で行われるものであって、当方はこれに関与するものではありません。当該取引に関する商品の瑕疵、不着、サービス内容の不備等の苦情並びにこれらに起因して生じた損害については、全て会員と当該加盟店との間で解決するものとし、当方はこれについて何ら責任を負うものではありません。</p> <p>第8条（準拠法） 本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。</p> <p>第9条（合意管轄） 本サービスの利用に関して当方と会員との間に生じた紛争については、当方の本社を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p> <p>2023年7月改定</p> <p>第1条に記載の「別途記載のVJA加盟のクレジットカード会社」はvpassにてご確認ください。</p>	<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) Vpass 登録申込み時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合 (2) 登録したカードが解約された場合 (3) 本規約または当方会員規約に違反した場合 (4) 本サービスを6ヶ月以上ご利用になっていない場合 (5) その他、当方が不適当と判断する行為を行った場合 <p>第7条（免責事項） 会員が、ID またはパスワードを使用して商品を購入する場合、当該取引は会員と加盟店との間で行われるものであって、当方はこれに関与するものではありません。当該取引に関する商品の瑕疵、不着、サービス内容の不備等の苦情並びにこれらに起因して生じた損害については、全て会員と当該加盟店との間で解決するものとし、当方はこれについて何ら責任を負うものではありません。</p> <p>第8条（準拠法） 本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。</p> <p>第9条（合意管轄） 本サービスの利用に関して当方と会員との間に生じた紛争については、当方の本社を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p> <p>(2016年1月改定)</p>
<p>Vpass 安心サービス特約</p> <p>第1条（Vpass 安心サービス）</p> <p>1.Vpass 会員規約第2条3項の場合において、当方は、第三者により会員のVpassのID（以下、「ID」といいます）またはパスワードが不正利用され、且つVpass 会員規約第2条5項の当方への届出がなされたとき、またはクレジットカード番号が不正利用され、且つ当方への届出がなされたときは、本特約により当該会員が被る次項に定める損害をてん補します。</p> <p>2.当方がてん補する損害は、下記の条件を全て満たした場合に限るものとします。</p> <p>(1)第三者が、Visa Secure 対象加盟店、もしくは Mastercard ID Check 対象加盟店において会員のクレジットカード番号とVpassのパスワードを使用することによって当該クレジットカードで購入代金の決済を行った場合。または第三者が、Visa Secure 対象加盟店、もしくは Mastercard ID Check 対象加盟店において会員のクレジットカード番号を使用することによって購入代金の決済を行った場合。</p> <p>(2)損害が、VpassのIDおよびパスワードまたはクレジットカード番号が第三者に使用されていることが判明した旨の通知を当方が受領した日の120日前以降、受理日までの121日の間に発生したものである場合。</p> <p>3.会員は損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当方が損害のてん補に必要と認める書類を当方に提出すると共に、被害状況等の調査に協力するものとします。</p> <p>第2条（補償金の支払額） 当方がてん補する補償額の限度額は、下記の通りとします。 ひとつのIDの不正使用につき合計して100万円まで。</p>	<p>Vpass 安心サービス特約</p> <p>第1条（Vpass 安心サービス）</p> <p>1.Vpass 会員規約第2条第3項の場合において、当方は、第三者により会員のIDまたはパスワードが不正利用され、且つVpass 会員規約第2条第5項の警察並びに当方への届出がなされたときは、本特約により当該会員が被る次項に定める損害をてん補します。</p> <p>2.当方がてん補する損害は、下記の条件を全て満たした場合に限るものとします。</p> <p>(1)第三者が、Visa Secure、もしくは MasterCard Secure Code(セキュアコード)対象加盟店においてクレジットカード番号とVpassのパスワードを使用することによって当該クレジットカードで購入代金の決済を行った場合。</p> <p>(2)購入した商品の発送先が日本国内である場合。</p> <p>(3)損害が、VpassのIDおよびパスワードが第三者に使用されていることが判明した旨の通知を当方が受領した日の120日前以降、受理日までの121日の間に発生したものである場合。</p> <p>3.会員は損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当方が損害のてん補に必要と認める書類を当方に提出すると共に、被害状況等の調査に協力するものとします。</p> <p>第2条（補償金の支払額） 当方がてん補する補償額の限度額は、下記の通りとします。 ひとつのIDの不正使用につき合計して100万円まで (免責金額:1,000円)</p>

第 3 条（有効期間）

本規定の有効期間は、ID 登録日から 1 年間とし以後毎年自動的に継続されるものとします。

第 4 条（補償金を支払わない場合）

1. 次の場合は、当方はてん補の責を負いません。

- (1) ID またはパスワードが会員に到着する前に生じた事故
- (2) 補償期間の開始する以前に生じていた事故
- (3) 会員が第三者に強要されて漏らした ID およびパスワードまたはクレジットカード番号により生じた事故
- (4) ID およびパスワードまたはクレジットカード番号の第三者による不正利用の通知を当方が受領した日の 121 日以前に生じた事故
- (5) 会員から第三者に譲渡・貸与または担保差し入れされた ID およびパスワードまたはクレジットカード番号により生じた事故
- (6) 会員、Visa Secure 対象加盟店、Mastercard ID Check 対象加盟店、または会員の法定代理人の故意または重大な過失により生じた事故
- (7) 会員、Visa Secure 対象加盟店、Mastercard ID Check 対象加盟店、または会員の法定代理人の犯罪行為により生じた事故
- (8) 会員の親族、同居人、使用人またはその法定代理人が自ら行い、もしくは加担した事故
- (9) 戦争等による著しい秩序の混乱中、または地震等の天変地災により生じた盗難・第三者による不正利用に起因する損害
- (10) その他 Vpass 会員規約またはカード会員規約に違反した事故

2. 会員が第 1 条第 3 項の調査に協力しない場合も、当方はてん補の責を負いません。

2023 年 7 月改定

第 3 条（有効期間）

本規定の有効期間は、Vpass 登録日から 1 年間とし以後毎年自動的に継続されるものとします。

第 4 条（補償金を支払わない場合）

1. 次の場合は、当方はてん補の責を負いません。

- (1) ID またはパスワードが会員に到着する前に生じた事故
- (2) 補償期間の開始する以前に生じていた事故
- (3) 会員が第三者に強要されて漏らした ID またはパスワードにより生じた事故
- (4) Vpass 会員規約第 2 条第 5 項の第三者による不正利用の通知を当方が受領した日の 121 日以前に生じた事故
- (5) 会員から第三者に譲渡・貸与または担保差し入れされた ID またはパスワードにより生じた事故
- (6) 会員、Visa Secure、もしくは MasterCard Secure Code（セキュアコード）対象加盟店、または会員の法定代理人の故意または重大な過失により生じた事故
- (7) 会員、Visa Secure、もしくは MasterCard Secure Code（セキュアコード）対象加盟店、または会員の法定代理人の犯罪行為により生じた事故
- (8) 会員の親族、同居人、使用人またはその法定代理人が自ら行い、もしくは加担した事故
- (9) 戦争等による著しい秩序の混乱中、または地震等の天変地災により生じた盗難・第三者による不正利用に起因する損害
- (10) その他 Vpass 会員規約に違反した事故

2. 会員が第 1 条第 3 項の調査に協力しない場合も、当方はてん補の責を負いません。

（2020 年 6 月改定）